

## 第11回世田谷区農業委員会総会

日：令和3年6月24日（木）

場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

## 第11回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和3年6月24日（木）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、橋本正志、野島秀雄、大塚信美、石井朝康、加々美栄一、岩本敏行、石井勝、三田浩司、細井誠一、海老澤健、宮川喜久、荻部嘉也、植松智、本澤絢子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：鈴木利彰

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋

## 会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第4条について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
    - ・農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について
5. 協議事項
  - (1) 令和3年8月の総会日程（案）について
  - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
  - (3) 農地利用状況調査の農家への周知について
6. 報告事項
  - (1) ふれあい農園「ブルーベリーのつみとり」「えだまめの収穫」の開催について
  - (2) 都内農産物等の放射能検査について
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、本日、欠席委員を除きまして皆さんおそろいですので、ただいまより第11回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

それではまず、配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長

(会長挨拶)

では、本日、議案審議事項が11件、協議事項、報告事項、その他を含めまして7項目ございますが、ぜひスムーズに進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日、鈴木利彰委員が欠席されておりますが、過半数出席でございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、橋本正志委員、野島秀雄委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。本日は(1)の第1号議案でございます農地法第3条に基づく許可申請についてを2件上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

農地法第3条は、農地の所有権を取得する場合には、農業委員会の許可を受けるための申請手続が必要となります。農業委員会の皆様にご審議いただき許可を得る必要があるということは、第3条の第1項の条文に定められております。

それでは、案件を読み上げます。

受付番号3-3-1。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 それでは、報告いたします。

6月17日、事務局2名と調査をしてまいりました。

(調査内容、3条許可要件に適合している旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

○菅沼委員 世田谷区は、このただの土地を〇〇さんに幾らで売っているんですか。

○事務局 すみません、今回申請書に記載がなかったので、把握はしておりません。

○菅沼委員 相場の半額ぐらいですか。

○事務局 即答出来ません。

○菅沼委員 分かったら教えて下さい。

○事務局 はい。宿題にさせていただきます。

○宍戸会長 ほかに。橋本委員。

○橋本委員 2か所ありまして、11ページの公図で〇〇につきましては、今日差し替えの資料を見せていただきますと、道路に接しているということになると、従来の私たちの情報では、畦畔等は払下げ等をしないということをお聞きしておりますけれども、その辺の条件というのは今までの条件と変わったことになるのでしょうか。

○事務局 道路に接している部分の畦畔は売らないというお話だったんですね。それについては、私は今、知識がないので回答できないんですが、今回の場合なんですけれども、ここはもともと赤道も含めて、どうも〇〇で使っていたように見受けられます。道路を拡幅して、拡幅をした部分はやっぱり赤道だったんです。赤道の中で収まって、その40cmほどの〇〇さん側に入っていたと思われる赤道、その部分を今回売却したと聞いています。

○橋本委員 ということは、赤道の一部を反対側の方の、〇〇番とありますけれども、そちらの方の開発かどうか分かりませんが、そちらの住宅を建てるについて道路を造りましたときに、本来の道路部分と赤道部分を渡して、建築可能な、例えば4mとか5m、6m等の道路を造りまして、それよりも赤道がたくさんあって、余剰分を今回、〇〇さんが譲り受けるという感じなんですか。

○事務局 そうです。余剰分ということになります。

○橋本委員 そうですか。それが見えなかったもので、普通でしたら、公道に接していると払下げされないような条件になっているようなので。

○真鍋委員 今のことで、まちづくりの方ともこれは絡んで、烏山総合支所のまちづくり課が、通学路なので拡幅をして子どもたちの安全を守ろうということがまず大前提にあっ

て、それで〇〇さんに協力を求めたところ、中に赤道等が入っているので、それと付け替えてまず広げよう。広げたら、それでもまだ赤道が、だから〇〇さんが提供している部分も随分あるんですよ。それでずっと広げて、広げたけれども薄っぺらく残ってしまったので、ここが無接道になってしまうので、その部分は払い下げましょうというのがこれで。

だから、ここ的一部分だけじゃなくて、全体的に安心安全な町を作るために区が協力依頼をして、〇〇さんがそれに応えて、それでお互いに折半したり、交換したり、残ったこの部分は買い取ったりという整理をして町を安全にしていると聞いています。ですから、広げた上で残って未接道になるからやむを得ないという解釈なので、もともとその道路に接道している部分が、先程言われたとおり、国からこれはただでもらった畦畔、赤道、法定公共物なので、それは減額はないんですが、それを十分満たした上での残地だという解釈と、それからあと、さっき言われた、こういうものは国から頂いて、これまで一般財源で使っていたんですが、世田谷区も今回から都市整備基金にこのお金は積み立てて、まちづくりに売り払ったお金を使うということにもなったことも付け加えさせてもらいたいと思います。

○橋本委員 そうすると、従来の〇〇さんと世田谷区で協議してできた道路というのはかなりの広いもので、反対側の住宅に十分対応できたような道路になっているという訳ですね。それがないとまだやっぱりちょっと具合が悪いかなという感じがしたんですけれども。

○事務局 もともと4 mなかった2項道路だったんですけれども、今、幅員が5 mと6 mになっております。

○橋本委員 ここは6 mですか。

○事務局 ここの土地の前は6 mです。

○橋本委員 そうですか。大体6 mだとかなりのところまで、都市計画等が線引きがあるかどうか分かりませんが、地域的には一応クリアするということですか。

○事務局 区画道路ですと、基本的に6 m幅員になります。クリアしています。

○大塚委員 〇〇さんはまちづくりに協力したという考え方だね。

○真鍋委員 そういうことです。

○大塚委員 部分的に見ても分からない。真鍋委員の話を聞いて分かったけれども。

○橋本委員 11ページで、〇〇と〇〇は赤道という説明がございました。それで、赤道は一応、〇〇の親番、〇〇の親番が〇〇さんの土地なので、ほかの方に権利等が影響しないので、申請すれば赤道は払下げできるということなんですか。

○事務局 一般的にそう聞いています。

○橋本委員 一般的にというのは、これは一般的じゃないんですか。

○事務局 どうでしょう。全ての場合にそれが当てはまるかどうか分からないんですけれども、ほかに権利者がいれば、そこも折半とかいろいろ話合いとかがあると思うんですけれども、ここは多分、権利者が〇〇さんしかいらっしやらないので、橋本委員のおっしゃるとおりだと思います。

○橋本委員 分かりました。

○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにないようですので、採決させていただきます。

許可をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、許可することにいたします。

以上で、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請について審議を終了いたします。

次に、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が4件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それではまず、第4条ですが、農地を住宅等にする場合等は、この4条の手続が必要となります。本日、5条はございませんが、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合については5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないとなっております。

この届出については会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.2-1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号3-4-4。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.2-2に移らせていただきます。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号3-4-5。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.2-3に移らせていただきます。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号3-4-6。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.2-4に移らせていただきます。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号3-4-7。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきましてご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了させていただきます。

次に、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが3件ございます。

それではまず、相続税納税猶予に関する適格者証明願について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3をご覧ください。相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきまして、〇〇〇丁目について調査されました海老澤健委員、〇〇〇丁目について調査されました橋本正志委員、それぞれ調査結果の報告をお願いいたします。

まずは海老澤健委員、お願いいたします。

○海老澤委員 報告いたします。

6月16日、事務局2名と相続人の〇〇さん立会いの下、現地を確認してまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 では、続きまして橋本正志委員、お願いいたします。

○橋本委員 報告させていただきます。

海老澤委員と同じ持ち主の方で、〇〇さん、6月16日、申請人である〇〇さん立会いの下、事務局の方2人とともに調査を行いました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、申請を承認することにいたします。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 それでは、報告いたします。

6月16日水曜日、申請人の息子さん立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、申請を承認することといたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 報告いたします。

6月18日金曜日に、申請人である〇〇様立会いの下、事務局2名、農協職員1名と調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行いたします。

次に、3件目を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきまして調査されました石井勝委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○石井(勝)委員 6月16日水曜日、申請者である〇〇様立会いの下、事務局2名とともに調査してきました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

では、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についてを審議いたします。

この件については、先月の総会で資料配付がありまして、今回も資料No.5として配付しておりますが、各自検討していただくことになっておりました。

皆様の審議いただく1点目、別段の面積を定める特定区域を世田谷区全域としてよいかどうかと、2点目は、現在の30aとして設定されている下限面積を修正する必要があるかどうかについて決定し、事務局から審議結果の公表を行っております。

座席順、志村秀典委員から時計回りで各委員に2点の審議事項について意見をいただき、最終的に挙手により決定したいと思います。

その前に、質問等、発言される方はお願いいたします。

○事務局 先日、三田委員からご指摘を受けました資料No.5の9ページの参考なんですけ

れども、3で世田谷区において別段の面積を設定するデメリットに(3)がございまして、貸借関係のお話があったんですけれども、これは委員のおっしゃるとおり、貸借円滑化法ができる前の資料がついていたようで、昨年の資料にはその(3)は削除してありました。申し訳ございません、(3)はもともとないということでご承知おきいただければと思います。

以上です。

○宍戸会長 よろしいでしょうか。

○宮川委員 今のことを質問しようと思ったら回答があったので、これは了解しました。

もう1点教えていただきたいんですけれども、この計算表で、農林業センサスは私の方も5年に1度来ているんですけれども、この農家の戸数と世田谷区の基本調査の戸数が違うんです。これは、センサスはある程度無作為でやったそのトータルの件数なんですか。

○事務局 こちらは、基本的には世田谷区全域に対して調査をかけているんですけれども、農家さんの中には、調査票に関して回答されない方もいらっしゃると思います。

それと、調査項目の規模がセンサスは全国規模なものですから、例えばセンサスですと農業経営体の1つの要件として、経営耕地面積が30a以上の規模ですとか、施設栽培面積が350㎡以上ですとか、こちらの区で行っている基本調査よりも数値の規模が一回り大きいという要件があるものですから、それによってこの経営体数の違いが、どうしてもセンサスの方が、こちらの区で行っている農家基本調査の件数よりも数がちょっと少なくなっているということです。

○宮川委員 確か、私の記憶だと、何a以上の該当者に来ている訳ですよ。そうすると、この10a未満とかという戸数が出るのはおかしいんじゃないですか。

○事務局 基本的には、今申し上げました経営耕地面積が30a以上という基準のほかに、あと、そのほかの項目として、面積にかかわらず、調査期日の1年前における農業生産物の総販売額が50万円に相当する事業の規模、これについても経営規模体として認めているということで、今、委員がおっしゃったように、面積が10a未満でもカウントしている場合がございます。

○宮川委員 というと、結論的には、世田谷区のデータの方が一番この問題に対しては参考になるということですね。

○事務局 そうです。よりきめが細かいという。

○宮川委員 そういうことですね。分かりました。

○海老澤委員 2点ありまして、今、宮川委員が言われたことと一緒になんですけれども、

実際に世田谷区でいろんな農業政策を決めるときに使っているデータというのは、こっちの農家基本調査票ですよ。それで、振興計画についてもこっちのデータを引用しているので、センサスは参考にならないんじゃないかなという気はします。ぱっと見、2020年で農家の戸数が187あるというんですけれども、実際に基本調査では308ですから、どう見ても数字がおかしいということになると思います。

それで2点目は、今から9年前の平成24年度の農業委員会で別段の面積が30aということで、23区で唯一設定されたんですけれども、そのときの理由というのはどうだったでしょうか。荒井さんにお話を聞きたいんですけれども。

○事務局 正確には議事録が残っている訳ではなかったのが正確なことは申し上げられないんですけれども、恐らく、経営面積を少し小さくすることによって農地保全につながれないかという思いからそうなったのではないかと推測しております。

○海老澤委員 そういうことだと私も思っています。

それで、世田谷区はみどり33とか条例があるのと、あと、30aに別段の面積を設定した2012年なんですけれども、その10年前の農地面積を調べてみたら、150haあるんですね。2012年、平成24年のときには107haに減ってしまっていて、43ha減ってしまっているんですよ。比率で言うと29%なんですけれども、じゃあ、それから今までどうかというと、令和2年、2020年で農地面積が81haで、平成24年から比べて26ha減ってしまっていて24%減ということで、非常に減りが早いので、やはり30a設定しなければいけないかなという話になったのかと思います。

私は後の意見で言いますけれども、現状と比べると30aでも多過ぎるんじゃないかという気がするので、後で申し上げます。

以上です。

○宍戸会長 それでは、進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、志村委員から順に菅沼委員まで、2点の審査事項について意見をお願いいたします。では、すみませんが、よろしく申し上げます。

○志村委員 今いろいろ出てしまったのであれなんですけれども、私も読ませていただきまして、やっぱりデータを見ていきますと、多少削減というか減っているのは分かるんですけれども、30aでもいいのかなという感じでいました。だからこのままでよろしいのではないかと。

○宍戸会長 もう一つ、世田谷区全域の。

○志村委員 同じ考えです。

○橋本委員 それでは、感じたことをお話しさせていただきます。

この30 a を定めた内容については、いろいろデータを基にやっておられると思うんですけども、そのデータは、私どもが得られる範囲とそうでないいろんな範囲等もあるんじゃないかと思ひまして、じゃあこれでいい、あれでいいというのは、デジタル的には、定量的にはなかなか判断しにくいような、私たち個人的にはそういうことだと思います。

新聞に載っていましたデータによりますと、例えば1993年から2019年ということで26年間の間に宅地化農地は、都内の面積が790万㎡から82万㎡まで、10%になってしまったと。ということは、世代が替わる1代で10%になってしまいました。生産緑地は、同じようなことで行きますと、約70%に減りました。その宅地化農地と生産緑地を足したものでやりますと、1993年、1383万㎡が489万㎡に減りました。ということは、35%減って3分の1になりましたということのようなんです。新聞によりますと。

ということは、普通は生産緑地を全部生産緑地で持っていて宅地化農地を持っていないという方はあまりいないかなという感じもしますので、そういう意味から言いますと、要は25年間、1代で持っている面積が3分の1になってしまいますよと、23区内全体でそうになってしまいましたということになります。1代で35%になってしまうということがあるようなんです。スケールが違いますから分からないんですけども、要は、都市部に農地を残して住宅環境を確保するというようなことが必要なのか、あるいはまた、下限面積を保有していれば農業が、経営が成り立つのかと。経営が成り立たなければどんどん廃業しなければいけませんから、それに絡んで面積がどうかというのは因果関係は分かりませんが、そういう考え方があるんじゃないかなと思ひました。

それには、先程の農地と住宅環境の維持というのは、ご存じのように、都市の環境ということで、温暖化防止だとか地下水の低下、緑の保全、それから、災害のときの緊急、速やかに農産物を供給する、避難場所になる、それから、新鮮な野菜を、安心な野菜を供給する等々、ほかのこともいろいろ要件があると思ひます。そういうことの意味合いで、やっぱり都市の中を農地を守れば環境がよくなるからという面で、どのくらいが面積が最低なのかというのはよく分かりません。

ただ、農作物の栽培の技術というか環境がこれまた変わってきております。従来は露地栽培からビニールハウス等の栽培もかなりしていることもあります。さらに、要するに農

業の関係じゃない企業が多層階のビル等の中でいろんなレタス等の野菜も生産したりする、そういうことがありますので、じゃあ、どれだけの面積が営農として成り立つのかということの内容になってくると、これは非常に、どの程度、どういう可能性でいくか分かりませんが、そういうことになって、計り知れない感じのいろんな条件があるんじゃないかという感じがしました。

それとあと、農業経営の従来のやり方というのは要するに家族単位だったんですけども、それがグループになって、農業法人になって、企業家になってということで、農業の作業も長時間の重労働から逸脱してきて、逃れて、機械化、施設化、自動化というか、ロボットとかそういうものも含めて、そういうことが可能になりましたので、そういうこと背景があるから、本来は、絶対これがどうだということは、今後、非常に流動的な課題があるんじゃないかと感じました。

以上です。

○宍戸会長 今聞いているのは、設定地域を世田谷区にするか……。

○橋本委員 それは最初に言いましたように……。

○宍戸会長 あと、30 a に対してどうかというのが……。

○橋本委員 30 a との関係は、データでは、先程来のデータは1つのスケールですけども、要は、農業経営が成り立つのはどのぐらいの最低の面積が成り立つかということと私は感じているんです。

○宍戸会長 後で採決をどっちみちしますから、これでいいですか。お話を聞いて。

○菅沼委員 橋本委員の意見ですから。

○宍戸会長 分かりました。じゃあ、また後で採決させていただきますので、では次に、野島秀雄委員、お願いします。

○野島委員 ①の区域を修正する必要があるかについては、自然条件から見て地域差等は世田谷区はないと思っていますので、世田谷区で全域でよいと思います。

それとあと、下限面積については、現在30 a という設定をされているんですが、今の農業環境というか、耕地面積、農家戸数等、かなり減少してきているので、それを見ると30 a 未満の方が6割ぐらいを占めていると思いますので、私としては30 a 未満でいいんじゃないかと思います。

以上です。

○大塚委員 区域の修正は、必要ないと思います。現在の世田谷区全域と現状維持です。

それから、下限面積も30 a の現状維持です。

○石井（朝）委員 区域については、現在と同じ世田谷区全域で、変更する必要はないと思います。

下限面積について、現在30 a ですが、これも現状維持でいいと思います。農林業センサスのデータで30 a 未満の方が適切でないかというのが出てしまっているのので、これを完全に無視するのは難しいのかなと考えて、30 a の現状維持が妥当ではないかと考えました。

○加々美委員 区域を修正する必要はないと思います。

下限面積を修正する必要があるかということなんですけれども、何か問題が起きているならば、それは必要かもしれないですけれども、今のところ現行のままでいいのではないかと私は思っています。

○岩本委員 私も①、②共に現状維持でいいのではないかと思います。

○石井（勝）委員 私としても、①の区域についてはやっぱり全域でいいと思います。

ただ、下限面積については、現在少なくなってきたので、多少検討余地があるんじゃないかなとは思っています。ただ、それを10 a 単位で20 a まで下げてしまっているのかどうかというのは疑問なんですけれども、それがちょっと難しいところなんですけれども、一応検討事項として。

○三田委員 私も区域は世田谷区全域で、このままでよろしいかと思います。

それから、下限面積については、去年も言ったんですけれども、20 a にすべきかと思っています。理由は、農家の面積自体がこの世田谷区のデータによると実際20 a から30 a が比較的多いということもあるんですけれども、実際、例えば中町のところとか、いろいろ幾つかの施設園芸みたいなものを見た場合に、農地面積20 a で、兼業とかも含めてやった場合に、新しい形態の農業経営というのは可能ではないか。先程もちょっと、例えば植物工場みたいなことで、植物工場だと農地とはならないかもしれませんが、施設園芸のところで、繰り返し園芸のところで、面積としての要件が30 a であるという必然というものが少し薄まっているかもしれない、違うかもしれませんが、と思っています。実際に新たに農業に農地の取得としてそこに入ってくる場合、その可能性を残すべきではないのかと思いますので、実際にその農地として世田谷の中で流通する面積というものが、実態的には20 a 以上がちょうど普通になってきているという実態を鑑みれば、20 a に減らすべきかと思っています。

以上です。

○細井委員 区域としては、世田谷区域全域でいいと思います。

30 a ということなのですが、特定生産地域の申請が今年……。

○事務局 12月までです。

○細井委員 ですので、多少、一部解除する方がいると思います。そうすると、30 a の方はまた増えると思います。ですので、下げる検討があってもいいかと思います。

以上です。

○海老澤委員 区域は全域でいいと思います。

面積については、もう20 a に下げるべきかと思います。その理由は、農家基本調査票でも分かりますように、今、63%の農家が30 a 未満なんです。それは世田谷区の3分の2ぐらいなんですけれども、今回の件が何に絡んでくるかという、農地法3条で、先程も○さんが農地を買取りしたというところがありますけれども、じゃあこの63%の人はもう農地を買取りできない、権利がないということを書いてしまっている訳です。だから、それじゃあ困ってしまうんじゃないかなと。農業委員会として少しでも農地を保全していくという方法だったら、そこの63%の人にそういう権利を与えないと、もっと農地が減ってってしまうという、既に10年間で26ha減ってしまっているんですから、早く手を打たないといけないんじゃないかと思っています。

以上です。

○宮川委員 私は、地域は変更なしです。

面積に関しては、これは毎年議題に上がるので、先程もありましたように、今度の特定生産緑地が今年度というか今年いっぱい決定しますので、それでもう一度来年考えるのが私の意見です。

以上です。

○荻部委員 私も、地域も下限面積も現状維持という形をお願いいたします。

○植松委員 区域は修正する必要はないかと思っております。

あと、面積の関しては、今、宮川委員が言ったとおりなんですけれども、私も同意見で、その資料を見て調査して調整していった方が今後いいかと思っております。

以上です。

○本澤委員 区域の修正に関しては、必要ないかと思っています。各農地を見ていらっしゃるほかの農業委員さんが必要ないと、それならばそれで特に問題ないということだと思いますので、修正はなくていいかと思いました。

下限面積の修正については、資料の2ページの4とか5を見ますと、40%を下らないように決めることとか、あとは、農林業センサス、農家基本調査データのものを見ますと、30 a、現状維持か、もしくは20 aを少し検討してもいいかと思いました。

以上です。

○真鍋委員 世田谷区全域です。

いろいろ課題があると思いますが、現時点では30 a そのままで推移を見たいと思います。

以上です。

○菅沼委員 地域は世田谷全部です。

私も、前回もそうですけれども、今回も20 a、多くの人たちに農業をやっていただきたい、そういう理由です。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の意見をお伺いいたしました。各委員からのご意見等は先程お聞きしましたので、最終的な皆様の意見を挙手をいただきながら進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず1点目、別段の面積を定める設定区域について審議いたします。

①として、区域は世田谷区全域そのままでよいと思う方は挙手をお願いいたします。

(17人挙手)

○宍戸会長 全員賛成になりました。それ以外の挙手もやろうとしたんですが、一応やらせていただきますが、その他の区域がよいと思う方はいらっしゃいますでしょうか。

(0人挙手)

○宍戸会長 ゼロということで、ありがとうございます。それでは、現状の世田谷区全域のそのままにさせていただきます。

次に2点目、下限面積について審議いたします。

これは3つに分けてお答えいただきたいと思いますので、まず1に、現状の30 aのままでよいと思う方は挙手をお願いいたします。

○真鍋委員 3つの聞き方を教えてもらっていいですか。

○宍戸会長 20 aということがもう一つで、その他の面積がいいという方が1つで、この3つに分けさせていただきます。

まずは、30 a、現状維持でいいという方はよろしく願いいたします。

(12人挙手)

○宍戸会長 それでは、20 a に変更の方がいいという方は。

(4人挙手)

○宍戸会長 最後のその他の面積がよいと思う方は。

(1人挙手)

○宍戸会長 今の挙手の結果をご説明いたします。現状30 a のままが12名、20 a の変更がいいという人が4名で、その他の面積がいいという方が1名ですので、今年は30 a で進めさせていただく形になりますので、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしく願いいたします。

では、以上で農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についての審議を終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和3年8月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.6、令和3年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、7月26日月曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室で開催されることが決定しております。8月の開催日時につきましては、8月27日金曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室での予定となっております。

ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、意見がございませんので、令和3年8月の開催日程につきましては、原案どおりと決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明をさせていただきます。

資料はNo.7-1でございます。

こちらは、先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議をいただき、証明書を発行した案件でございます。

6月1日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

続いて、資料No.7-2でございます。こちらは旧法の生産緑地になりまして、5月17日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出たところで、同じく農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

事務局からは以上になります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問等がないようですので、この件は終了いたします。

次に、(3)の農地利用状況調査の農家への周知について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.8、農地利用状況調査の農家への周知についてをご覧下さい。こちらの案内につきましては、7月に発行されるせたがや営農だよりに掲載する内容の案でございます。主に農地パトロールの日程について協議をさせていただければというところが本題でございます。

掲載する文章につきましては、毎年ほぼ同様の内容になりますが、まず、平成21年の農地法の改正により、農地を所有している方は農地を適正に管理しなければならない責務が規定されたということ、それにより、農業委員会が実施する農地パトロールが法制化されたということ、また、適正に農地が管理されていない場合は、農地法第30条に基づいて必要な指導を実施するということ、その指導による改善が見られない場合は、相続税等納税猶予適用農地においては税務署に通知され、その結果として期限が確定されることがあるという内容とさせていただいております。

この掲載文の中の農地パトロール日程についてご協議をいただければと思いますが、世田谷区農業委員会におきましては、9月1日水曜日から10月20日水曜日までを農地パト

ールの期間として、農地の利用状況につきまして調査をしますという文章を掲載したいと思っております。

今回の掲載文の内容を確認いただくとともに、農地パトロールの期間についてご確認いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、農地パトロールのご案内につきましては、来月7月の総会の中で詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきましてご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がなければ、この件は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(2)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第6の報告事項に参ります。

お手元の資料No.9をご覧ください。報告事項の1つ目は、ふれあい農園の開催についてです。

「ブルーベリーつみとり」と「えだまめの収穫」について実施する予定であります。周知方法につきましては、6月15日、7月1日の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内させていただいております。

続いて、お手元の資料No.10-1をご覧ください。こちらは、東京産農畜産物等の放射性物質検査の調査結果でございます。こちらは令和3年6月3日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物につきましては対象となっております。次ページの資料No.10-2は、6月10日付の検査結果です。こちらも世田谷産農産物については対象となっております。次ページ、資料No.10-3は、6月17日付検査結果です。こちらも世田谷産農産物については対象となっております。

追加で(3)がございます。第67回世田谷区夏季農産物品評会の審査結果についてです。こちらは当日配付の資料ということでお配りしてございます。

先々週、6月12日土曜日と日曜日に実施されまして、今年度は一般の方には公開しないということで、品評会が実施されました。私も従事させていただいたんですけども、例年よりも数は少ないとはおっしゃっていましたが、その中でこういった方たちの農産物が

入選されておりました。

事務局からの報告事項は以上になります。

○宍戸会長 この件につきましてご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、この件は終了いたします。

続きまして、次第7のその他ですが、何かございますでしょうか。

○事務局 事務局からご報告させていただきたいことがございます。

まず、本日配付資料で配っております収入保険のチラシです。こちらは毎年お配りしているんですけども、今年度新規で入られる方は、都からさらに2分の1の補助金が出て大変お得だということでご案内を受けております。もしご希望の方がいらっしゃいましたら、こちらの東京都農業共済組合から直接ご説明にも伺うということをお願いしておりますので、興味があったら事務局までおっしゃっていただければと思います。

それともう一つ、「市民農園をはじめよう！！」という資料をお配りしています。これは令和2年度版の農林水産省から出ていたもので、委員の中からもリクエストがございまして、現在の市民農園、それから園主指導型の体験農園、ここら辺の整理が分かりにくいということで、一番分かりやすい資料を用意しました。

これをめくっていただきまして、3ページのフローチャートが大変分かりやすくなっておりまして、具体例を挙げながら申し上げますと、ご自分で所有している土地で、農園利用方式というのは体験型農園になります。その右にある貸付方式というのは市民農園方式になります。その中で、農園利用方式でもし整備を何も施設等を建てないでやるということになりますと、法的手続は不要ということになります。もし建物を建てるとなると、市民農園整備促進法という法律に基づいて建物を建てることができます。ご自分で所有している土地で貸付方式、市民農園ですね、これは先々月皆様にご審議いただきましたが、〇〇さんのところはこれに当たるんですけども、貸付方式で整備がなし、そのまま下りてきまして、特定農地貸付法に基づいて申請をいただいて開園という形になります。

あと、農園利用方式なんですけれども、一番右の流れに行きますと、これは農地の権利を取得して体験農園を行う場合なんですけれども、あまりあり得ないだろうと思っているので、この一番右の流れは要らないのかなと。

あと、体験農園と市民農園をご自分の土地でご自分でやるときは、この流れに沿って実

際に行われます。その次以降、申請手続、申請の流れと書いておりました、ちょっと分かりづらいんですけども、私ども農業委員会でこれらの議案が上がるときはこの流れに沿って審議しているということをご理解いただければと思います。

これについては一見では理解しづらい部分がございますので、もし何かこの中で疑義がございましたら、また事務局にお尋ねいただければと思っております。これに関しては以上です。

○宍戸会長 ほかにご質問等がございますか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 なければ、この件は終了させていただきます。

以上、本日の予定案件は全て終了いたしました。

特にないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございます。

それでは、高橋昌規職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者

(高橋会長職務代理者あいさつ)

この議事録は、令和3年6月24日(木)開催の第11回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男